

京都市告示第 182号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成6年10月4日付けで認可した後藤台町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成16年5月20日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	区 域
変更前	京都市伏見区小栗栖南後藤町10番地の1、10番地の2及び10番地の6から10番地の27までの区域
変更後	京都市伏見区小栗栖南後藤町10番地の1から3、10番地の6から28、12番地の1、12番地の3から10までの区域

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)